

文京区監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び第10項の規定により、定期監査（事務監査）及び財政援助団体等監査の結果に関する報告及び意見を別紙のとおり公表する。

令和5年3月24日

文京区監査委員	渡部敏明
同	松本理恵子
同	海老澤敬子

令和4年度定期監査(事務監査)及び財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第7項並びに文京区監査基準(令和2年1月監査委員決定)並びに令和4年度文京区監査基本計画に基づき、下記のとおり定期監査(事務監査)(以下、「事務監査」という。)及び財政援助団体等に対する監査を実施した。

1 監査の実施期間

(1) 事務監査

令和4年9月1日から令和4年10月31日まで

(2) 財政援助団体等監査

令和4年9月1日から令和5年2月28日まで

2 監査の対象及び実施日

(1) 事務監査

下記条件を満たす団体のうち、財政援助団体等監査実施標準(平成19年10月26日監査委員決定)及びリスクの状況を踏まえ、以下の団体を指導監督する区の所管課を選定した。

(ア) 令和3年度に区が補助金等の財政的援助を行った団体(以下、補助金等交付団体という。)

(イ) 令和3年度に区の出資が継続中で、出資比率が資本金、基本金等の4分の1以上の団体(以下、出資団体という。)

(ウ) 令和3年度の公の施設の指定管理者(以下、指定管理者という。)

種別	所管課	対象団体	実施日
補助金等交付団体	職員課	文京区役所職員互助会	9月26日～ 10月7日
	区民課	日立自動車交通株式会社	
	アカデミー推進課	一般社団法人文京区観光協会	
	高齢福祉課	公益社団法人文京区シルバー人材センター	
	地域整備課	春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合	
補助金等交付団体 出資団体 指定管理者	アカデミー推進課	公益財団法人文京アカデミー	9月13日～ 9月27日
指定管理者	真砂中央図書館	株式会社図書館流通センター	9月1日～
	総務課	文京区女性団体連絡会	9月12日

(2) 財政援助団体等監査

下記条件を満たす団体のうち、財政援助団体等監査実施標準（平成19年10月26日監査委員決定）及びリスクの状況を踏まえ、以下の団体を選定した。

(ア) 補助金等交付団体のうち、事務監査の結果、財政援助団体等監査の必要性が認められた団体

(イ) 出資団体

(ウ) 指定管理者

種別	対象団体	実施方法	実施日
補助金等交付団体	日立自動車交通株式会社	書面	12月20日～ 2月28日
補助金等交付団体 出資団体 指定管理者	公益財団法人文京アカデミー	実地	12月21日
指定管理者	株式会社図書館流通センター	実地	11月9日
	文京区女性団体連絡会	実地	11月22日

3 監査の観点

監査の対象ごとの主な着眼点は、次のとおりである。

(1) 事務監査

(ア) 補助金等交付団体

- ① 補助金等の交付決定は法令等に適合しているか。
- ② 補助金等交付要綱は整備されているか。
- ③ 補助金等の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確にされているか。
- ④ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- ⑤ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告等により適正になされているか。
- ⑥ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(イ) 出資団体

- ① 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- ② 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

(ウ) 指定管理者

- ① 指定管理者への指導監督は適切に行われているか。
- ② 指定管理者の指定は適正、公正に行われているか。
- ③ 協定は適切に締結されているか。

- ④ 指定管理者の管理運営について、評価、検証は適切に行われているか。
- (2) 財政援助団体等監査
- (ア) 補助金等交付団体
 - ① 補助金等の交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
 - ② 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
 - ③ 補助金等に係る収支の会計経理は、適正に行われているか。
 - ④ 補助金等の算定は適正に行われているか。
 - ⑤ 補助金等が補助金等対象事業以外に流用又は不正に使用されていないか。
 - ⑥ 帳簿の整備、記帳は適正か。領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
 - ⑦ 精算報告は適正に行われているか。精算に伴う返還金の返還等は適時に行われているか。
 - (イ) 出資団体
 - ① 寄附行為、経理規程等諸規程は整備されているか。
 - ② 事業は、出資目的（設立目的）に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
 - ③ 会計経理及び財産管理は適切に行われているか。
 - ④ 帳簿の整備、記帳は適正か。領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
 - (ウ) 指定管理者
 - ① 協定、仕様書、関係法令等に従い、信義誠実の原則に基づいて管理業務がなされているか。
 - ② 施設の設置目的を阻害することなく、住民サービスの向上と効率的な運営がされているか。
 - ③ 施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
 - ④ 個人情報保護等の情報管理体制に遺漏はないか。

4 監査の方法

(1) 事務監査

(ア) 補助金等交付団体及び出資団体

事前に監査調書、補助金等交付根拠規程、補助金交付決定及び額の確定の関係書類、団体から提出された関係書類等の提出を求め、これらを確認するとともに、担当者から説明を聴取した。

(イ) 指定管理者

事前に監査調書、指定管理者の指定の手續に係る関係書類、基本協定書、

年度協定書、当該団体から区に提出された各種報告書等の提出を求め、これらを確認するとともに、担当者から説明を聴取した。

(2) 財政援助団体等監査

(ア) 補助金等交付団体

あらかじめ指定した管理体制、意思決定及び補助金交付対象事業の事務に係る資料の提出を求め、これらを確認するとともに、あわせて、書面による質疑を行い、関係者から説明を聴取した。

(イ) 出資団体

事前に団体の概要、定款、規約、規程及び出納その他の関係書類等の提出を求め、補助金等の執行状況について会計帳簿や証拠書類等との突合を行った。監査当日はあらかじめ指定した監査場所において、関係者から説明を聴取し、質疑を行った。

(ウ) 指定管理者

事前に団体の概要、定款、規程等の提出を求め、監査当日において、管理業務内容及び管理業務に関する出納その他の関係書類の突合を行った。あわせて、関係者から説明を聴取し、質疑を行った。

第2 監査の結果

監査の対象となった団体を指導監督する所管課が行った財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（事務監査対象）及び対象団体が受けている財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（財政援助団体等監査対象）について、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかそれぞれについて監査を行ったところ、おおむね適正になされていると認められた。しかし、一部に指摘事項があったので、早急に改善を図るため、原因と内部統制の対応について、各団体及び所管課において講じた措置について報告されたい。

指摘事項の中では、財政援助団体等から提出される各種書類等について、誤りや不備があるにもかかわらず団体及び所管課それぞれの確認が不十分であったため、補助金が過大交付となったものがあった。補助金等関係書類の確認不足は支出の誤りとなり、本区の信用失墜にもつながりかねないため、類似の事案が再発しないよう、所管課は提出された書類等の確認についてこれまで以上にチェック体制を強化するとともに、団体に対し適切な指導監督を行うよう努められたい。

なお、複数の団体及び所管課において、諸帳簿、関係書類等における記入漏れや軽微な誤記などがあったが、これらの注意、改善すべき事項については監査の際、その都度口頭等により指導した。

監査の対象とした団体、所管課及び団体に対する交付金名及び交付金額等並びに指摘事項は以下のとおりである。

1 文京区役所職員互助会・職員課

○交付金名及び交付金額（令和3年度決算額）

文京区役所職員互助会運営補助金 12,265,000 円

○補助目的

会員の文化・体育事業の向上及び厚生事業の充実を図るため、事業運営の経費の一部を補助する。

2 日立自動車交通株式会社・区民課

○交付金名及び交付金額（令和3年度決算額）

文京区コミュニティバス運行事業補助金 95,299,000 円

文京区コミュニティバス車両購入等補助金 73,713,000 円

○補助目的

区コミュニティバス「Bーぐる」の安定的な運行を推進するため、必要な経費及び新規に購入するコミュニティバスの車両購入等費用の一部を補助する。

○指摘事項

《団体》

補助金等交付団体である日立自動車交通株式会社を所管する区民課を対象とした事務監査において、補助対象事業であるコミュニティバス運行事業に対する補助について、下記の補助金3件合計1,876,260円の過大交付が確認された。同社の補助金交付申請手続や管理体制等について確認する必要があることから、同社を対象とした財政援助団体等監査を書面により実施した。

その結果、運行事業に係る補助金交付要綱では車両購入に係る経費は補助対象外であったにもかかわらず同経費を含めた交付申請を行っており、また、同社内において複数名による相互確認が不足していたことを確認した。

交付申請を行う際は、補助金に係る要綱等を把握し内容を十分に理解した上で補助金額の算定等を行うとともに、交付申請書をはじめとした関係書類のダブルチェック等を徹底するなど、内部統制活動の効果を高める取組を行い、補助金の適正な交付申請手続を図られたい。

	内容	過大交付金額
1	運行事業補助金における一日乗車券作成費の記載金額誤り	472,500 円
2	運行事業補助金におけるバスロケシステム使用料の記載金額誤り	35,760 円
3	車両購入等補助金と運行事業補助金における乗降客カウントセンサー設置等費用の重複請求	1,368,000 円

《所管課》

区民課を対象とした事務監査において、上記のとおり補助金等交付団体である日立自動車交通株式会社に対する補助金の過大交付が確認された。補助金交付手続において事業者から提出された申請書類等の内容確認が不足しており、また、複数の担当者間での補助金業務の情報共有やダブルチェックも不十分であった。異なる担当者が円滑に事務を行えるようチェックリストを活用し情報を共有するとともに、マニュアルを整備し複数名によるダブルチェックを徹底するなど、再発防止策を講じられたい。また、事業者に対しては、手引等を用いて補助金の内容や手続を具体的に説明するなど事業者に対する指導監督を継続して行い、補助金の適正な執行を図られたい。

3 一般社団法人文京区観光協会・アカデミー推進課

○交付金名及び交付金額（令和3年度決算額）

文京区観光協会事業補助金	18,317,072 円
文京区観光リーフレット作成補助金	8,751,424 円

○補助目的

区内における観光事業の振興を図り、もって地域の発展と活性化に資するため観光事業の振興に要する経費の一部を補助する。

4 公益社団法人文京区シルバー人材センター・高齢福祉課

○交付金名及び交付金額（令和3年度決算額）

文京区シルバー人材センター事業補助金	49,773,344 円
文京区シルバーお助け隊事業助成金	341,100 円
文京区シルバー緊急隊事業助成金	409,660 円
文京区介護施設お助け隊事業助成金	7,436,000 円

○補助目的

区内における健康で働く意欲のある高齢者の方々を支援し、社会参加の促進及び高齢者等の日常生活の安定を図るため、事業に要する経費の一部を補助する。

5 春日・後樂園駅前地区市街地再開発組合・地域整備課

○交付金名及び交付金額（令和3年度決算額）

文京区市街地再開発事業等補助金	326,522,000 円
-----------------	---------------

○補助目的

区民の福祉向上に寄与するため、市街地環境の改善を図る建築物及びその敷地等を一体的に整備する者に対し、事業に要する費用の一部を補助する。

6 株式会社図書館流通センター・真砂中央図書館

○公の施設名及び指定管理料（令和3年度決算額）

文京区立小石川図書館外3館1室 502,815,977円

7 文京区女性団体連絡会・総務課

○公の施設名及び指定管理料（令和3年度決算額）

文京区男女平等センター 68,743,000円

○指摘事項

《所管課》

指定管理者制度運用ガイドラインでは、指定管理者に指定管理業務以外の業務を委託する場合は指定管理者である事業者と別途委託契約を締結する必要があるとされている。しかしながら、指定管理業務以外の施設使用料の収受に係る業務において、委託契約を締結することなく収納事務受託者証を発行し、事業者が施設使用料の収受に係る業務を実施していた。事業者と別途適正に委託契約を締結されたい。

8 公益財団法人文京アカデミー・アカデミー推進課

○交付金名及び交付金額（令和3年度決算額）

公益財団法人文京アカデミー補助金 62,931,100円

○補助目的

区が出資して設立した公益財団法人文京アカデミーの文化振興事業、生涯学習推進事業等の事業及び運営に要する経費の一部を補助する。

○出資金額

200,000,000円

○公の施設名及び指定管理料（令和3年度決算額）

アカデミー文京、アカデミー湯島、アカデミー音羽、アカデミー千石、
アカデミー茗台、文京シビックセンタースカイホール、響きの森文京公会堂
384,250,000円